



国土交通省

インフラ維持管理・更新費を推計
今後30年間で最大194.6兆円

国土交通省は昨年11月30日、道路や河川管理施設などの老朽化したインフラ施設について、30年後までの維持管理・更新費の推計値を公表しました。施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕する「予防保全」を前提とした30年間の費用の合計は、最大194兆6,000億円に上ると推計。「予防保全」は、施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕する「事後保全」に比べ、3割超の費用が抑制されると試算しています。

(<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/181130/pdf/sankou.pdf>)



国土交通省

技術者の「専任」解釈明確化
休暇等での短期間現場離脱可能に

国土交通省は昨年12月3日、建設業の働き方改革を推し進める観点から、通知「主任技術者又は監理技術者の『専任』の明確化について(改正)」を、公共工事発注者や建設業団体等に送付しました。通知は、監理技術者等が休暇取得や研修・講習等で、短期間の工事現場離脱が可能であることを明確化。必要な資格を持った技術者の代理配置等により適切に施工できると判断される場合、現場に戻る体制確保を必須とせず、休暇取得等を妨げないよう配慮を求めました。

(<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>)



政府

改正水道法が可決・成立
水道事業の官民連携を推進

自治体の水道事業の経営基盤強化を目的とした改正水道法が、昨年12月6日の衆議院本会議で可決・成立しました。改正水道法の柱は、「関係者の責務明確化」「広域連携の推進」「適切な資産管理の推進」「官民連携の推進」「指定給水装置工事事業者制度の改善」の5点。なかでも「官民連携の推進」では、水道施設の所有権を自治体が所有したまま、事業の運営権を民間事業者に売却する「コンセッション方式」を導入しやすくする規定を追加しています。

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/193-26.pdf>)



政府

2019年度予算案、一般会計は6.8兆円を計上
国土強靱化を集中的に推進

政府は昨年12月21日、一般会計の総額が過去最大の101兆円とする2019年度予算案を閣議決定しました。国土交通省関係の一般会計は、前年度比18%増の6兆8,609億円を計上。消費増税や防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策に対応するための臨時・特別措置として9,393億円が上積みされ、大幅な増額となりました。公共事業関係費は15%増の5兆9,663億円。全国で頻発・激甚化している自然災害に備え、国土強靱化の推進に集中的に取り組むことにしています。

(http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_006690.html)



内閣府

景気回復「いざなぎ」超えを正式認定
戦後2番目の長さ

内閣府は昨年12月13日、2012年12月に始まった景気回復が2017年9月時点で高度経済成長期の「いざなぎ景気」(1965年11月～1970年7月、4年9ヵ月)を超えたと正式に認定しました。景気回復の長さは戦後2番目の長さとなりました。景気の回復は現在も続いているとみられ、今年1月まで続けば、「いざなぎ景気」(2002年2月～2008年2月、6年1ヵ月)も超えて戦後最長となります。

東日本建設業保証

『建設業のためのQ&A 経営事項審査』を作成

弊社は、建設企業の皆様への経営サポートの一環として、2018年4月の経営事項審査(経審)改正に対応した『建設業のためのQ&A 経営事項審査 平成30年4月改正対応版』(44ページ)を作成しました。本冊子は、Q&A形式でポイントをわかりやすく解説しています。製本ではなく、PDFファイルとなっております。詳しくは、最寄りの弊社営業部・支店までお問い合わせください。

